

うつくしま ふくしま 土地改良だより

No.506

平成20年2月21日



農道・水路のごみ拾い・農業用水の水質調査

目次

- 新年のごあいさつ 会長 飯野陽一郎… 2
- 平成19年度春の叙勲・県知事表彰… 3
- 土地改良功労者表彰等… 4
- 第30回全国土地改良大会(三重大会)… 6
- 平成18年度 21世紀土地改良区創造運動
の自己診断調査結果について… 8
- 「第5回あじさい祭り」を開催… 15
- 「第2回水土里ウォーク・イン・きたかた」を開催… 16
- 「第5回あいづみさとまち郷の道ウォーク」を開催… 17
- 「水土里ウォーク・イン・ひろの」を開催… 18
- 水土里ネット福島に対するアンケート調査結果… 20
- 平成20年度農林水産予算概算要求の重点事項… 23
- 土地改良負担金総合償還対策事業の
新規事業について… 27
- 農地・水・環境保全向上対策支援システムの紹介… 30
- 農地・水・環境保全向上対策水質調査の概要… 34
- 土地改良区総代の補欠選挙の取扱いについて… 36
- 換地等促進事業活動状況… 37
- 農村整備部測量課業務紹介… 38

おかげさまで
みなさまとともに50年
水土里ネット福島



新年のごあいさつ

みどり
水土里ネット福島

(福島県土地改良事業団体連合会)

会長 飯野 陽一郎

会員の皆様、明けましておめでとうございます。

皆様には、ご壮健で輝かしい新年を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

また、水土里ネット福島の業務運営、農業農村整備事業の推進につきましては、常日ごろ特段のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今年は本会が設立されてから50周年という記念すべき年を迎えることとなりました。昭和32年の土地改良法の改正により、昭和33年6月19日に本会が設立されてから半世紀を迎えることができましたことは、これもひとえに会員の皆様並びに各関係機関団体の皆様のご理解とご支援の賜と深く感謝を申し上げます。

本会といたしましては、会員の皆様とともに歩んで参りました歴史を後世に伝えるべく、現在、記念誌の編集を進めておりますが、各種資料等のご提供とご協力を賜りました各位に心から御礼を申し上げます。

また、併せて本年7月14日には、設立50周年記念式典を福島市内で挙げる運びとなっております。

本会といたしましても、今後とも、これまで会員の皆様とともに福島県の農業農村整備事業の推進に向けて取り組んで参りました歴史を大切にしながら、更なる農業・農村の振興・発展に向け努力して参る所存でありますので、ご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ところで、農業・農村は、食料の安定供給とともに、豊かな自然環境、美しい景観の保全など多面的な機能を有しております。

しかしながら、近年、農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、さらには農村の過疎化・混住化等の進行に伴い集落機能が著しく低下し、食料の生産基盤である農地・農業用水等の適切な保全・管理が困難となってきております。

このような背景のもと、平成20年度の農業農村整備事業関係政府予算案につきましては、対前年度比99%の6,677億円余となる大変厳しい内容が続いておりますが、本会といたしましては、福島県のご指導を頂きながら、県内の農業用水利施設の点検・診断を行い、施設の適正な保全管理計画策定のお手伝いをさせて頂くとともに、さらには、国民の社会共通資本でもある農地や農業用水等の資源を適切に保全し、活力ある農業・農村づくりのために農地・水・環境保全向上対策にも地域の皆様とともに、本年度より積極的に取り組んでいるところであります。

また、水土里情報利活用促進事業におきましては、現在、平成22年からの本格的運用に向けて県内の農地や農業用水利施設等に関する情報を収集し、インターネットで活用できる地図情報(WebGIS)によるデータベースを構築しているところであります。これが運用開始後は、担い手の育成と農地利用集積のさらなる促進や農業用水利施設の適正管理などのために、関係機関・団体にご活用していただくことによって農業・農村の振興・発展に寄与して参りたいと考えております。

本会といたしましては、今後とも国、県、市町村、そして土地改良区との連携の下、農業・農村の持続的発展のために努力して参る所存でありますので、農業農村整備事業に係る総合コンサルタントとしての機能と実績を有する本会を積極的にご活用いただければ幸いに存じます。

終わりに、今後とも、水土里ネット福島の業務に対しまして、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げまして新年のごあいさつといたします。

平成19年 春の叙勲・県知事表彰

平成19年春の叙勲に輝く

土地改良関係者では、三和土地改良区理事長の内藤雅亀氏が叙勲の栄に輝きました。



旭日単光章

三和土地改良区理事長

内藤 雅 亀 氏

氏は三和土地改良区設立申請人に推され昭和49年設立認可と同時に理事に就任、常務理事として6期24年間、そして平成10年に理事長に就任し、34年間にわたり地域農業の振興にご尽力されました。



県知事表彰に輝く

土地改良関係者では、社川沿岸土地改良区理事長の鈴木一弘氏、前富岡町土地改良区理事長の渡辺満雄氏、伊達西根堰土地改良区理事長の賀藤貞氏の3名が栄えある知事表彰を受けられました。



社川沿岸土地改良区理事長
鈴木 一 弘 氏



前富岡町土地改良区理事長
渡 辺 満 雄 氏



伊達西根堰土地改良区理事長
賀 藤 貞 氏

土地改良功労者表彰等

●第48回全国土地改良功労者表彰式開催●

昨年3月28日にシェーンバツハ砂防において、永年、土地改良事業に貢献された個人、団体が、農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰、土地改良功労者表彰、農業農村整備優良地区表彰の順で表彰式が開催された。

福島県からは次の5団体、3名の方々が受賞されました。

土地改良功労者表彰

- 金 賞 (団体) 請戸川土地改良区
- 銀 賞 (団体) 会津東部土地改良区
- 銅 賞 (団体) 霊山町土地改良区
- 銅 賞 (団体) 赤羽新屋敷土地改良区
- 銅 賞 (団体) 鹿島町土地改良区

- 個人表彰
- 菅 澤 傳 良 氏
(前安達町土地改良区理事長・元安達町長)
 - 遠 藤 保 男 氏
(前檜葉町土地改良区理事長)
 - 棚 木 均 氏
(会津北部土地改良区事務局長)



請戸川土地改良区
理事長 横山 藏人氏



会津東部土地改良区
理事長 渡部 實氏



赤羽新屋敷土地改良区
理事長 郷 泰隆氏



右から2人目より
前安達町土地改良区理事長 菅澤傳良氏
前檜葉町土地改良区理事長 遠藤保男氏
会津北部土地改良区事務局長 棚木 均氏

第30回全国土地改良大会（三重大会）

「かなでよう水土里の三重奏 のこそう心のふるさと」



平成19年10月24日(水)に三重県伊勢市サンアリーナにおいて、第30回全国土地改良大会が全国水土里ネット・水土里ネット三重主催で開催され、全国から約3,500名の土地改良関係者が集い農業農村の重要性とそれを支える農業農村整備の役割を広く国民にアピールするとともに、新たな農政の展開について確認しあった。

式典では、水土里ネット三重の服部忠行会長が開催県を代表し、「先人たちが立派に築いてきた水・土・里を農家、非農家、農村・都市住民を問わず、国民が一体となって次世代に継承していくことを、声を大にして訴えていこう」と挨拶し、続いて、全国水土里ネット（水土里ネット京都）野中広務会長が主催者を代表し、「時代の変化の大きなうねりの中にある現在、わが国の食料自給率は39%となってしまった。今こそこれまで土地改良が果たしてきた役割を見つめ直し足下をしっかりと確認した上で、未来に向かって新たな一歩を踏み出す時期にきているのではないかと。農業を巡る情勢も大変厳しい中、大切なことは、生産者のために、地域農業のために何が最善かを常に考え、その土台となる水のネットワークや土のネットワークをわれわれ水土里ネットが中心となって守っていくことではないか。」と挨拶した。

なお、このあと行われた土地改良事業功労者表彰式において、本県より3名が受賞されました。

農林水産大臣表彰受賞

若松 昭 雄 氏

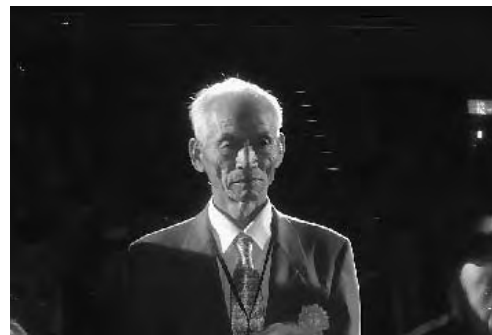
(本会副会長・鮫川堰土地改良区理事長)



農林水産省農村振興局長表彰受賞

高橋 磯 吉 氏

(棚倉町土地改良区理事長)



全土連会長表彰受賞

春日部 良 一 氏

(本会監事・布藤堰土地改良区理事長)



式典の中で、本年度より21創造運動さなえ賞を創設したことを発表。

本県では、水土里ネット西根堰が受賞決定されました。

(さなえ賞とは……21創造運動に取り組んで2年以内で、キラリと光る活動をした、将来性のある水土里ネットを表彰するものであります)

平成19年度 21世紀土地改良区創造運動表彰

東北地方奨励賞

水土里ネット会津大川

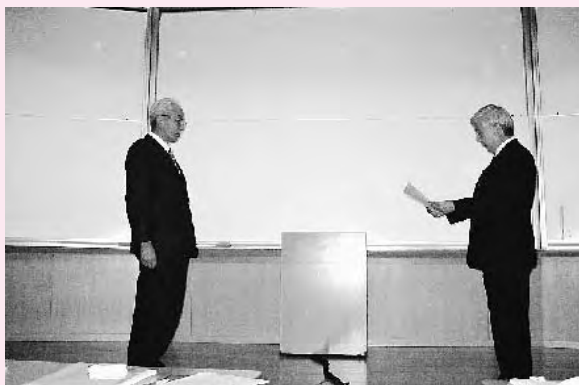


県土地連の渡部専務理事より東北奨励賞受賞



さなえ賞

水土里ネット伊達西根堰



2008年12月10日
平成19年度21世紀土地改良区創造運動
全国セミナーにおいて



(平成18年度) 21世紀土地改良区創造運動の 自己診断調査結果について (6年目)

水土里ネット福島 (福島県土地改良事業団体連合会)

21世紀土地改良区創造運動の一環として、土地改良区自らが、これまでの土地改良区の取り組みを評価し、自らの存在意識を確認し、地域のなかでの土地改良区に期待される役割についての取り組みを考えてもらうため、本会では、県下97の土地改良区を対象に自己診断調査を実施致しました。その集計結果は、以下の通りです。

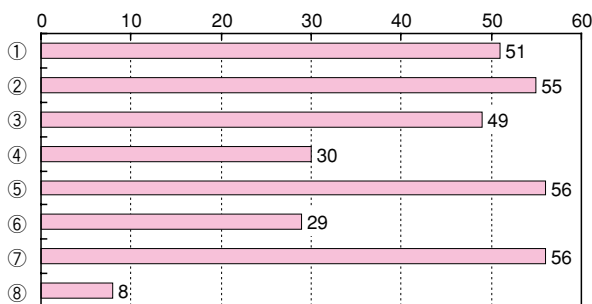
(実施状況)送付数	97水土里ネット
回収数	66水土里ネット
回収率	68%

○「現在の土地改良区の活動について」

問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割（設立目的以外であっても担ってきたものも含む）は何ですか。

- ①ほ場整備
- ②用水施設の整備
- ③排水施設の整備
- ④農道の整備
- ⑤土地改良施設の管理
- ⑥換地処分併せた農地の利用調整活動
- ⑦償還業務
- ⑧その他（ ）

《回答》



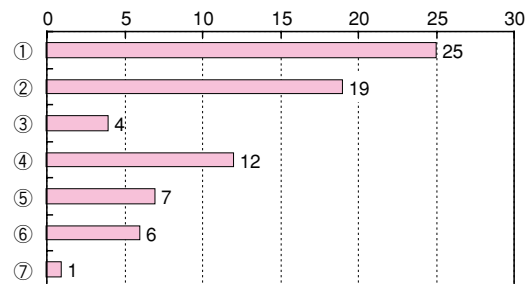
問2 あなたの土地改良区では、問1で回答した他に取り組んでいる活動はありますか。

あれば下（①から⑯の中、いくつでも結構です）から選んで下さい。

[地域との連携]

- ①土地改良区の役割や歴史を、地域の人達にPR。（たとえば、広報紙、ポスター、パンフレット等の作成・配布）
- ②地域の子供達に土地改良区の歴史や役割を学んでもらうための現地見学会の開催など。（たとえば、施設見学会、小学校の授業の講義）
- ③土地改良区が主催のイベントを実施。（たとえば、ウォーキング、魚つり大会、盆踊り大会）
- ④土地改良に関するイベントに主体的に参加。（たとえば、国、県、市町村主催の農業祭や伝統行事）
- ⑤土地改良には関わりはないがイベントに主体的に参加。（たとえば、商店街主催の夏まつり、自治会主催の運動会）
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の有する多面的機能の発揮に向けた運動を展開。（たとえば、水遊び、動植物の観察会、美しい景観の再発見の会）
- ⑦その他（ ）

《回答》

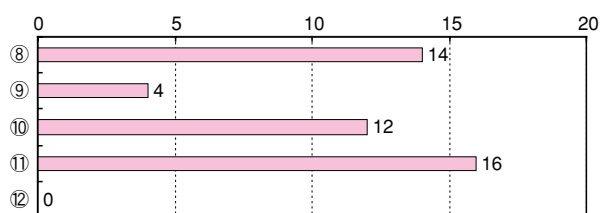


[地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。

- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。(たとえば、小水力発電、親水公園、野菜洗い・洗濯の場)
- ⑪地域の有する多様な資源を保全・活用。(たとえば、景観の保全・活用、伝統文化の継承)
- ⑫その他 ()

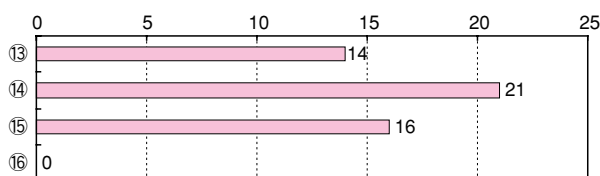
《回答》



[その他の取り組み]

- ⑬営農面の指導、情報提供。
- ⑭農地集積などの土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑮研修会、勉強会などに参加し、新たな取り組みを考えている。
- ⑯その他 ()

《回答》

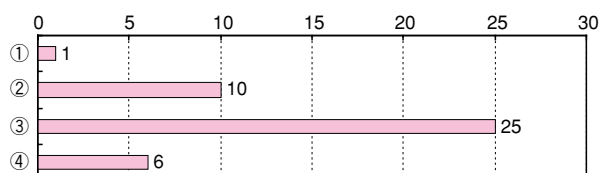


[マスメディアの活用]

前記のような活動を展開するにあたり、マスメディア（新聞、ラジオ、TV等）を活用していますか。活用している場合は、活用しているマスメディアを全て記入願います。

- ①必ず活用している。
- ②内容によって活用している。
- ③まったく活用していない。
- ④今後少しずつ活用していくことを検討したい。

《回答》

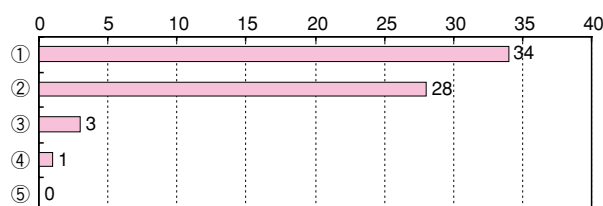


○「今後の土地改良区の活動計画について」

問3 土地改良事業の効果、土地改良区の役割、土地改良施設の機能等について、地域の人達に正しく理解してもらうことが大切だと思いますか。

- ①大いに思う。
- ②思う。
- ③少しは思う。
- ④思わない。
- ⑤その他 ()

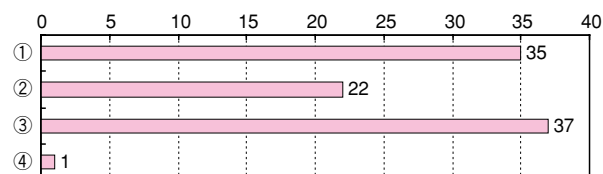
《回答》



問4 問3で①大いに思う②思う③少しは思う、を選じたあなたの土地改良区では、地域の人達に土地改良事業や土地改良区を正しく理解してもらうためにはどうすれば良いとお思いですか。

- ①土地改良区の役割、土地改良施設の機能を積極的にPRする。
- ②地域住民、市町村などとの交流を通じ、土地改良区の活動を紹介する。
- ③地域住民に土地改良施設の管理などへ参画（たとえば、水路周辺の美化活動）をしてもらい、連携を密にしたなかで多面的機能が理解されるようにする。
- ④その他 ()

《回答》



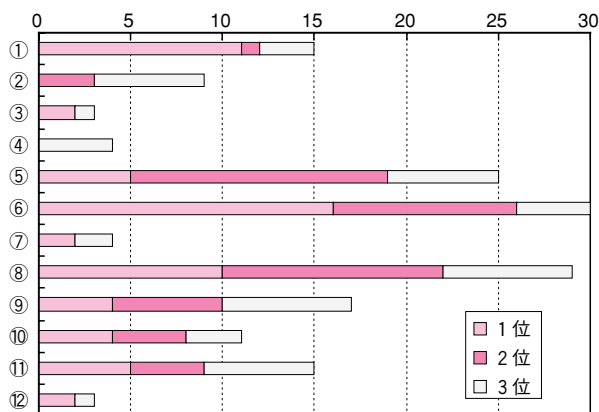
問5 土地改良区を取り巻く社会、とりわけ「地域の人達」は、あなたの土地改良区に何を期待しているとお思いでしょうか。期待の強い順に右欄にお書き下さい。

(10) 土地改良だより

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を地域住民に伝授。
- ②子供達を対象に土地改良に関する説明、農村の環境等についての学習会を開催し、社会・環境教育に貢献。
- ③土地改良区主体のイベントを開催し、地域の活性化に寄与。
- ④土地改良に関係のない各種イベントにも積極的に参加し地域に貢献。
- ⑤土地改良施設の有する多面的機能を積極的に活用した地域づくり。
- ⑥地域住民、JA、市町村、県、国と積極的な連携をとった活動。
- ⑦水源涵養林の保全・育成。
- ⑧土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ⑨地域の有する多様な資源を積極的に保全・活用。
- ⑩営農面の指導、情報提供。
- ⑪農地集積など土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑫その他（ ）

《回答》

項目	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
①	11	1	3	3	5	1	1	3
②	0	3	6	2	7	4	2	3
③	2	0	1	0	0	5	2	5
④	0	0	4	0	1	0	2	3
⑤	5	14	6	2	3	5	3	1
⑥	16	10	4	6	3	1	2	1
⑦	2	0	2	2	2	1	5	2
⑧	10	12	7	7	1	1	2	2
⑨	4	6	7	5	4	3	1	1
⑩	4	4	3	3	4	1	2	0
⑪	5	4	6	6	2	4	3	3
⑫	2	0	1	0	0	1	0	0



問6 21世紀土地改良区創造運動として全国的に活動が展開されていますが、あなたの土地改良区は新たな取り組みを計画されていますか。あれば下（①から⑯の中、いくつでも結構です）から選んでください。

[地域との連携]

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を、地域住民に積極的にPR。
- ②地域の子供達を対象に土地改良区の歴史や役割、土地改良施設の機能、農村の環境などについての学習会の開催や後援。
- ③土地改良区が主体となりイベントを開催。
- ④地域住民、市町村、県、国と積極的に連携した、PR活動を実施。
- ⑤土地改良に関係のない各種イベントにも積極的に参加し、土地改良区をPR。
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の有する多面的機能の発揮に向けた運動を積極的に展開。
- ⑦その他（ ）

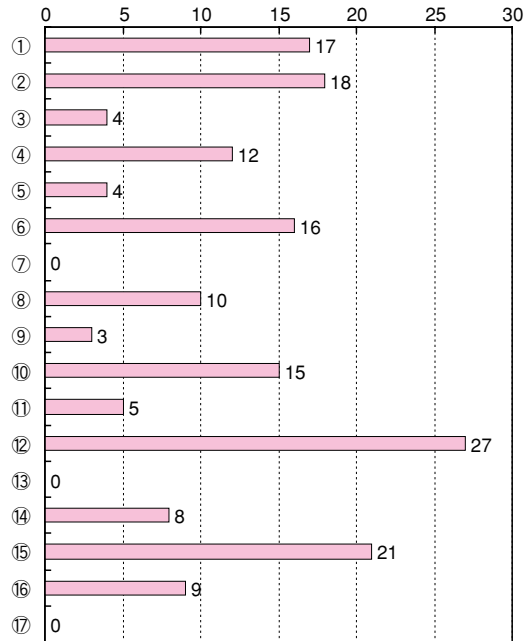
[地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を積極的に活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。
- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ⑪地域の有する多様な資源を積極的に保全・活用。
- ⑫農地・水・環境保全対策への関与。
- ⑬その他（ ）

[その他の取り組み]

- ⑭営農面の指導、情報提供。
- ⑮農地集積など土地利用調整を通じた地域づくり。
- ⑯研修会、勉強会などに積極的に参加し、新たな取り組みを展開。
- ⑰その他（ ）

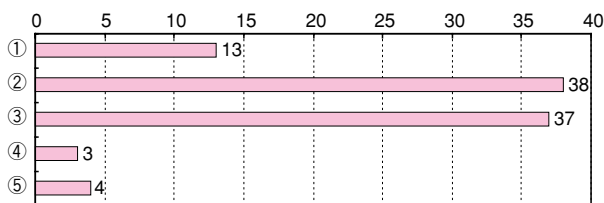
《回答》



問7 土地改良区の役割や施設の機能等についてPRすべきであると思われませんが、あなたの土地改良区で具体的な活動等の計画がない場合は、その一番の理由は何だとお考えですか。

- ①具体的にどうすればよいかわからない。
- ②人手が足りない。
- ③予算の問題。
- ④PR等する必要性を感じない。
- ⑤その他 ()

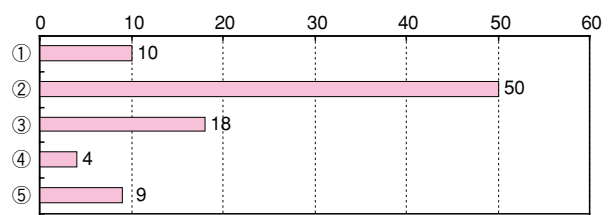
《回答》



問8 土地改良区のアピール「水土里ネット」、あなたの土地改良区ではどのように活用していますか。

- ①事務所の看板
- ②名刺や封筒など事務用品
- ③電話での受け答え
- ④その他 ()
- ⑤活用することを考えていない。

《回答》

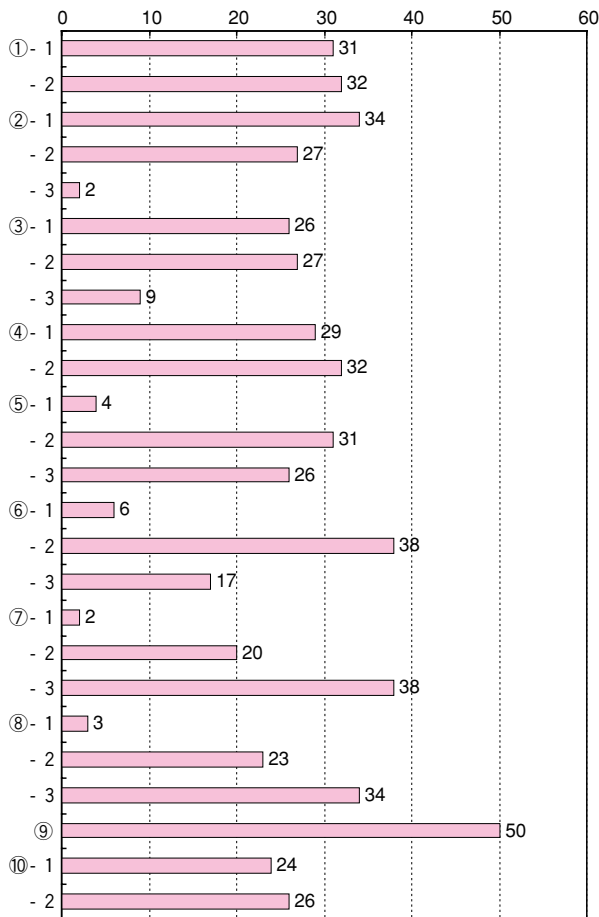


問9 創造運動への取り組み状況について、該当する項目をすべてお選び下さい。

※これまでの6年間を振り返ってお答え下さい。

- ①現在創造運動に
 - (1. 着手している。2. 着手していない。)
- ②創造運動の趣旨は理解
 - (1. している。2. 徐々に理解。3. できない。)
- ③創造運動の趣旨に共鳴
 - (1. している。2. 徐々に共鳴。3. していない。)
- ④取り組み内容が従来より徐々に発展
 - (1. している。2. していない。)
- ⑤役員の意識
 - (1. 大きく変わった。2. 変わりつつある。3. 変わっていない。)
- ⑥職員の意識
 - (1. 大きく変わった。2. 変わりつつある。3. 変わっていない。)
- ⑦組合員の意識
 - (1. 大きく変わった。2. 変わりつつある。3. 変わっていない。)
- ⑧地域住民の水土里ネットへの理解
 - (1. 更に変わった。2. 変わりつつある。3. 変わっていない。)
- ⑨具体的な取り組みには
 - (1. 至っていない。)
- ⑩これから取り組みたい
 - (1. 考えている。2. 考えていない。)

《回答》



問10 創造運動をどう思われているか、又取り組みの課題や相談などもご記入下さい。

* * * * *

その他の理由及び取り組みの課題や相談等について

問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割（設立目的以外であっても担ってきたものも含む）は何ですか。

その他の意見

用排水路等の多目的利用。
開畑の植栽などの事業。

問2 あなたの土地改良区では 問1で回答した他に取り組んでいる活動はありますか。

[地域との連携] その他の意見

ホタルの里、水中動物の生態系調査

[マスメディアの活用]

活用しているマスメディア

ラジオ

新聞

新聞、ラジオ、テレビ

コミュニティFM、新聞など

※新聞が多数を占めております。

問5 水土里ネットを取り巻く社会は、水土里ネットに何を期待しているのか

その他の意見

ほ場整備事業。

施設の維持管理。

地域住民に対してPR活動をしていない状態で選択できない。

※順位については別表参照

問7 あなたの土地改良区で具体的な活動等の計画がない場合、その一番の理由は何ですか。

その他の意見

改良区の運営において施設の維持管理業務が優先されるため。

償還事務のみで事業は特にない。

地域でのPRに対する関心、需要が少ない。

現在行っている事業を消化することで精一杯で創造運動まで考えが進まない。

問8 愛称「水土里ネット」どのように活用していますか。

その他の意見

広報誌でのPR。

現在の所、活用できない。

公用車。

公用車へのマーキング。

問10 創造運動をどう思われているか、又取り組みの課題や相談について

その他の意見

・創造運動の重要性、必要性については理解しつつも、具体的な運動に結び付けるには、予算の問題とか、組織の問題（必要なスタッフの不足等）とかが根底にあり、思うように進捗しないのではないかと認識して

いる。

- ・創造運動の活動に関する予算化は困難な状況であるので全土連、県土連のパンフ等を有効に活用して地域の小学校の施設見学学習等に配布しており、今後もお願いしたい。農地・水・環境保全対策事業への土地改良区参加に伴い、活動を通じて土地改良区の役割等を積極的に展開していきたい。
- ・当土地改良区は、償還事務のみで事業の予定はなく、数年後には解散を視野に入れているため、取り組みは考えていない。
- ・人員が不足しており、通常の業務を処理する事もままならない状況にあり、取り組む余裕はない。
- ・大いに推進していかなければならないと思っておりますが、今年度より、当改良区管内の一部で農地・水・環境向上対策活動を立ちあげた為、その活動に参画し事務を支援しているが、活動としては21世紀創造運動と多少オーバーラップするところもあるが、当改良区のような零細改良区で専従事務職員1名という体制であることから今後の企画活動において人手不足が懸念される。
- ・創造運動をあまりよく理解していないので、徐々に理解していきたい。
- ・経費と人材が不足しているので事業はできない。専任の職員もいないので時間的な余裕がまったくない。
- ・創造運動に対する改良区側の思い入れと地域の関心・需要に大きなギャップを感じる。創造運動の必要性は土地改良区の存在する地域の発展度合い、農家・非農家の割合等により異なり一律にはいかないと思う。土地改良区側からの一方的な広報活動、PRではなく、有効なものを考えていきたい。広報、PR活動に関する専門的な知識、技術等の習得も必要であると思う。
- ・学校からの見学のお願いで、小学4年生の社会科の体験学習として、土地改良区に関する説明会を開催しています。
- ・目的意識を持って地道に持続することが大切。また、水土里ネット単独のもの、系統

立てて実施するものを整理してそれぞれにできるものはそれぞれ乗り合い等を考えて欲しい。

- ・職員1人体制では役員の意識を変えることが出来ない。
- ・全てのハード事業が完了した現在、土地改良施設維持管理だけになり収益がなくなり人員削減で対応出来る状況でないため、他の土地改良区主催の創造運動に積極的に参加するようにしている。
- ・農村の都市化、混住化が進むなかで、そこに居住する農家の意識もサラリーマン化してきており、従来からの集落組織も脆弱化が進行しているため、創造運動に取り組む意識が重要と思われる。現在の土地改良区運営に関しては、低迷する農産物価格動向を反映し、経常・維持管理賦課金は現状維持が精一杯で、特に人件費の捻出に関しては事業に取り組んだ中から充当しているところであり、経費圧縮の中での創造運動取り組みとならざるを得ない。
- ・21世紀創造運動に取り組むことにより、土地改良の役割等が理解され、事業に取り組む上にも、スムーズに対応できる。
- ・農家はもとより、水土里ネットが果たしてきた役割と、今後において果たすべき役割を、地域住民へ広く知ってもらおう運動は私達が職務遂行する上で必要であると思います。現在は、名刺・封筒等への利用をしているものの、実践的な創造運動（イベント等）は実施に至っていません。今年度の事業計画の大きな柱として、農地・水・環境保全向上対策へ関与することとして、活動組織の構成員となり事務受託を予定している関係から、水土里ネットとしての地域への関わり合いは広く認識されると思います。活動組織の中で計画された活動によっては、「上流域と下流域の交流を図る活動」を実施する予定があるので、具体的な計画やスケジュール、あるいは相手先との調整等で水土里ネット福島当局へご協力いただければと思います。よろしくお願ひい

たします。

- ・当土地改良区は、平成7年度に県営事業が終わり、それ以降は事業がなく、償還事務のみであり、施設についても町や部落で管理している状態で、営農指導、情報提供なども、町やJAで行っていますが、これから徐々に土地改良区として活動していけるよう検討していきたいと思えます。
- ・趣旨、理想は理解できるが、規模の小さい又は歴史の浅い土地改良区にとっては、中々イベント等によるPR活動は、人員不足、予算の問題から考えて、取り組むことは困難と考えています。一般的な活動とすれば、名刺、名札、封筒、広報紙で愛称をPRする程度になります。(あくまでも組合員に対してですが)
- ・土地改良区がこれまで果たしてきた役割などを改めて見直し、農業・農村の持つ多面的な機能の確保などに対し、具体的に取組んで行くべきかが見えてこない。広報、PR活動に関する専門的な知識、技術等の習得も必要であると思う。
- ・当土地改良区は、現在ほ場整備に取り組んでいるので創造運動は今後十分取り組むことはわかっているが、何と云っても経営基盤が微弱なため人手、予算不足が生じるため、そちらの方が先になってしまう。

- ・創造運動は改良区、地域住民にとっても大切であるが、それ自体にあまり予算がかけられないのが現実である。人手も足りなく、改良区独自でイベントなどをするには負担が大きく、本来の業務に支障が出てくる。そのため、行政や他団体との連携によりこの運動に取り組んでいきたい。また、従来続けてきている学校への出前講座は来年度20年目を迎え、今後も継続して取り組んでいきたい。
- ・創造運動を実施するに当たり組合員の理解度が低く、当改良区では、役員会、総代会の度に説明PRをしておりますが、協調性に欠けているのが実態です。でも今年度この程2地区が農地・水・環境向上対策に申請しましたが他の地区は理解はしているが、まだまだ意識改革が見当たらない。
- ・創造運動は取り組んでいきたいと思っておりますが、事業も終わってしまい予算の関係上今のところむずかしい状態です。



「第5回 あじさい祭り」を開催

【水土里ネット愛谷堰】

平成14年度より実施されている「あじさいの花いっぱい運動」の一環として行われている「あじさい祭り」が昨年も7月1日（日）いわき市立夏井小学校において開催されました。

年々参加者が増え、昨年は子供から大人まで約850名の参加者数となりました。

はじめに、主催の愛谷江筋愛護会長、いわき市長（代理）、矢吹夏井川水系会長が挨拶した後、参加者はアジサイ散歩道ウォークへ。水路敷にあじさいを植栽し、約2kmの道程を和気藹々と歩く姿がみられました。



愛谷江筋愛護会 木田会長より挨拶



あじさいの植栽風景



アジサイ散歩道ウォーク



ニジマスつかみ取り



トマト早食い競争

会場内イベントとして、アジサイ挿し苗作り・野菜で作る顔・木工工作・ニジマスつかみ取り・トマト＆ネギの早食い競争・豪華景品が当たる大抽選会等が行われました。



大抽選会



野菜で作る顔



あじさいの花いっぱい運動の状況

○あじさいの挿し木作り

年度	里親人数	苗木出来高
18	100名	1,000本
累計	655名	11,021本

○あじさいの植栽

年度	参加者	植栽数
18	350名	1,241本
累計	1,340名	6,631本

※水土里ネット愛谷堰HPより一部抜粋

「第2回 水土里ウォーク・イン・きたかた」を開催 【水土里ネット会津北部】

ウォーキングを通し、日頃見落としがちな先人の歴史に思いを馳せ、現代の自然の中に生きる私たちを見つめなおしていただく事を目的とした「水土里ウォーク・イン・きたかた」が昨年に引き続き今年も10月14日（日）喜多市の濁川河川公園において開催されました。好評だったウォーキングは参加者も増え、今年には子供から大人まで120名の参加者数となりました。

はじめに、主催者及び共催者代表の挨拶があり、次にオリエンテーション、軽いストレッチをした後、参加者はスタート地点となる新宮長床へバスで移動、2班に分かれてゴール地点の濁川河川公園まで約6kmのコースを歩きました。



受付風景



水土里ネット会津北部
飯野理事長より挨拶



スタート地点へバスで移動



熱心に説明を聞く参加者
（新宮長床にて）



お賽銭を入れウォーキングの無事祈願
（稻荷神社にて）



頭首工の説明を聞く参加者
（慶徳頭首工にて）

豚汁無料配布



ゴール後、豚汁の無料配布、参加者全員に豪華景品が当たる抽選会が行われました。



抽選会



ゴール（濁川河川公園）

「第5回 あいづみさとまち郷の道ウォーク」を開催

【水土里ネット会津大川】

10月21日（日）好天に恵まれた秋空の下、第5回「あいづみさとまち郷の道ウォーク」が開催されました。

この機会に正しい歩き方を学んでいただき、秋の美しい風景を楽しみながら土地改良施設を回り、水の大切さ、土地改良区の役割等を知っていただく事を目的として開催されたものであり、子供から大人まで150名の参加者数となりました。

はじめに、主催者代表の挨拶があり、次に日本ウォーキング協会指導員の先生による正しい歩き方についての指導がありました。



受付風景



水土里ネット会津大川
歌川理事長の挨拶



神田先生による正しい歩き方指導

参加者は入念に準備体操を行った後、せせらぎ緑地公園をスタートし、約7kmのコースを歩きました。



準備体操



花火の打ち上げと共にスタート



水の流れについて
(御用地分水庭)



発電所のしくみについて
(東星興業)



疏水百選に選ばれた水車がある公園



抽選会↑

昼食風景→



ゴール後、ポテトの会が作った
いも汁の無料配布、豪華景品が
当たる抽選会が行われました。



ゴール (完歩証の配布)



ちょっと休憩



高橋徳元の
水路について
説明

「水土里ウォーク・イン・ひろの」を開催

【水土里ネット広野】

日時：平成19年11月10日(土) 9時00分より13時00まで
場所：双葉郡広野町西の沢ため池前 ～ 亀ヶ崎集会所
参加者：91名

地域住民の方々に農業用水やその利水施設の維持管理の大切さ・大変さ等について、認識を深めて頂くきっかけを提供し、水土里ネットの役割・活動や農業農村の多面的機能、そして、農業農村整備事業に対する理解増進に資することを目的としたウォーキングを開催しました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、午前9時受付開始前から多数の参加者が開会式及びスタート地点となった西の沢ため池前に集まりました。

最初に主催者を代表して本会の近藤総務企画部長より挨拶を行い、引き続き開催地挨拶として水土里ネット広野の渡辺理事長より挨拶、来賓挨拶として広野町議会の坂本議長より挨拶を頂きました。



(受付風景)



(開会式)

次に事務局より本日の実施行程等の説明を行い、簡単なストレッチを行った後、午前9時50分西の沢ため池前をスタートしました。

今回のコースは、約390年前に開拓されたと言われる西の沢ため池をスタートとし、日露戦争に出征した遠藤五三郎翁が武運長久を祈願し植樹した杉がある杉の木の水工・阿武隈山脈の沢、砂防施設の要とする場所である南沢堰等を巡る約4kmのコースであり、参加者はその歴史や先人達の偉業等の説明に熱心に耳を傾けていた。



(スタート直後)



(分水工にて)
武運長久祈願の杉の前
で説明を聞く参加者





林の中を歩く参加者



隠居沢隧道



隠居沢小滝



ゴール（亀ヶ崎集会所）

今回、雨天によりコース変更となったゴール地点の亀ヶ崎集会所においては、広野町のご協力で木工教室が開催されました。子供から大人まで夢中になって釘を打つ姿が見られました。



(木工教室にて)



次に抽選会が行われ、協賛のフロンティアひろの(有)より新米20袋、(有)吉田鉄工所より塩10袋、本会からコンポスト・時計付き文具箱・パズル等が一般参加者全員に当たる豪華な抽選会となりました。



(抽選会にて)



抽選会終了後の昼食では、地元産の米と塩で作ったおにぎりと、地元で採れた野菜やきのこが入った豚汁が無料配布され、参加者の方々は食事を取りながら今日見て、聞いて、体験した農業水利施設の役割や機能、コース内であった出来事について話し合っておりました。

また、参加者の方々からは、来年も開催されるのであれば是非参加したいとの声が聞かれました。ウォーキングは、水土里ネット広野の根本副理事長の挨拶により閉会となりました。



(豚汁・おにぎりの配布)

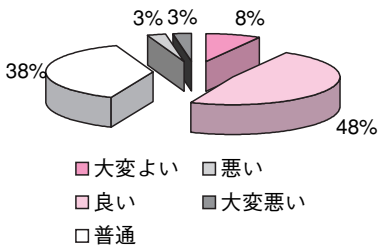


(閉会式)

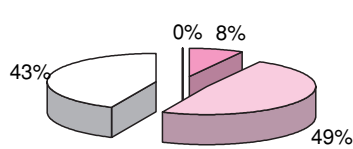
水土里ネット福島に対するアンケート調査結果

ISO9001 顧客満足調査結果 (2006年度)

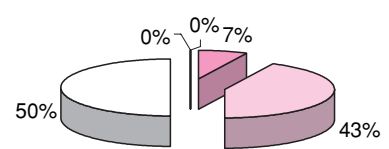
II. 成果品について(品質は?)



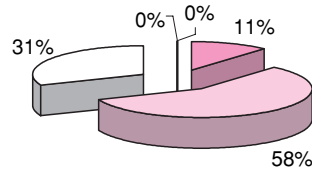
III. サービスについて (1)~(5)平均



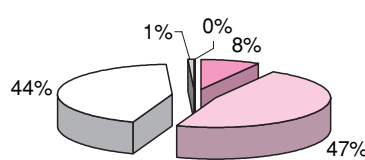
III. (1) 企画提案の対応



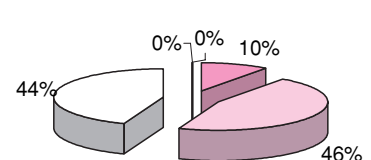
III. (2) 相談(支援)対応



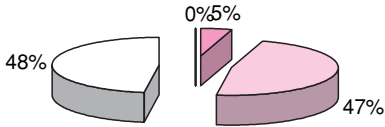
III. (3) 情報提供の対応



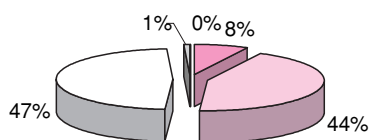
III. (4) 研修(説明)会の対応



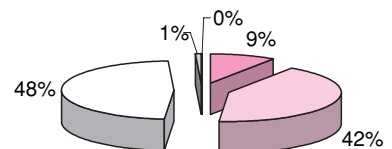
III. (5) 審査対応(会検査)



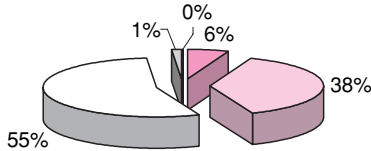
IV. 打合せについて (1)~(4)平均



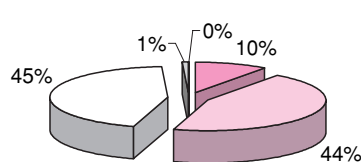
IV. (1) 対応(スピード)



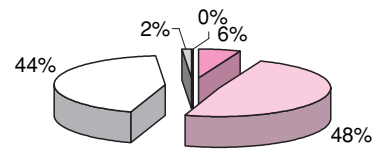
IV. (2) 時期(タイミング)



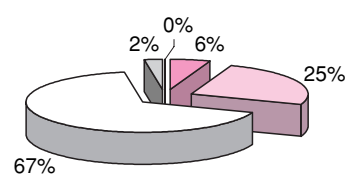
IV. (3) 資料



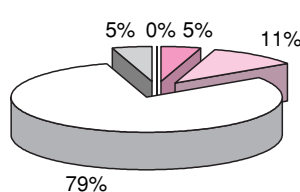
IV. (4) 説明



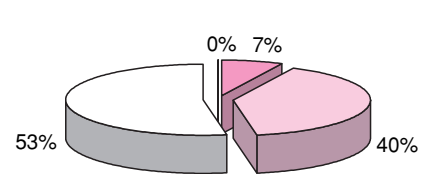
V. 納品について



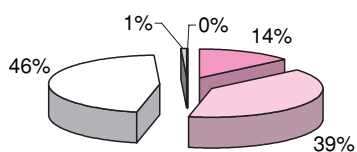
V. (1) 工期遵守



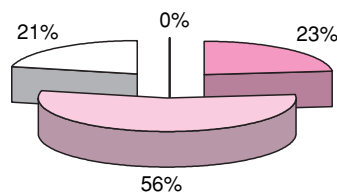
V. (2) 説明



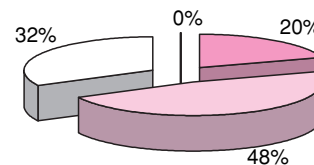
VI.本会の担当者について



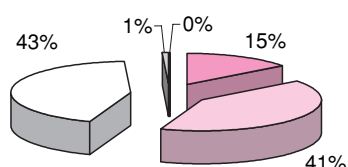
VI. (1) 態度・マナー



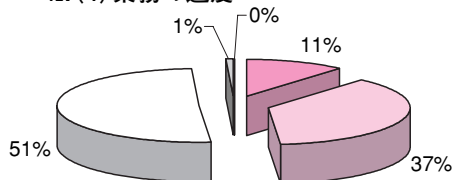
VI. (2) 支援・協力



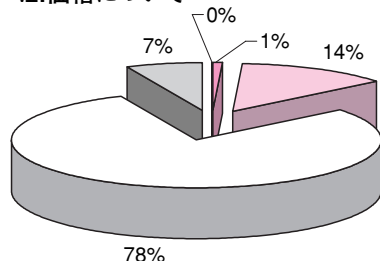
VI. (3) 業務の正確度



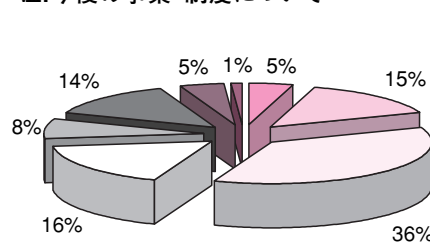
VI. (4) 業務の速度



VII.価格について



VIII.今後の事業・制度について



- 生産基盤整備
- 土地改良区組織員営強化
- 土地改良施設管理支援
- 農地・水・環境保全向上対策
- 資源循環・環境保全対策
- 農村の総合的整備
- 農業集落排水整備
- その他

会員様からのご意見等について

(同様のご意見等について、対応は、勝手ながら一括にまとめさせて頂きました。)

ご意見等	本会の対応等
<p>1. 設計全般へのご意見について (着手ー打合せー現地調査ー設計・積算ー内部検査ー納品まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務全般について、着手から納品まで、職員の調整を図り、会員の皆様のご要望に沿って、実施して参ります。 ・ 打合せについては、日程調整の上、適時適切に実施して参ります。説明内容については、わかりやすい表現に努めて参ります。不明な点やわかりにくい点があれば、ご遠慮なくご相談下さい。 ・ 設計においては、現場に沿ったものであることや、受益者・関係者の要望を踏まえることが大切です。従って、現地調査や要望の確認は、確実に実施して参ります。 ・ 補助事業の基準等に基づき設計にあたっておりますが、地元にあった設計が一番と考えております。受益者・関係者の意向を踏まえ、各種基準等を確認し、関係機関の意見を伺いながら、よりよい設計に対応して参ります。 ・ 積算等のミス防止に向け、内部の検査検証体制を強化しております。万が一発生した場合、その対応は、会員様の要望に沿って対応して参ります。 ・ 設計書のフォーマットについては、県農林水産部等との調整で県内一元化となったものであります。不慣れであるとわかりにくいフォーマットであるかもしれません。対応として、納品時の説明をわかりやすく丁寧に行って参ります。 ・ 電子納品の対応については、対応可能ですので、ご相談下さい。

ご意見等	本会の対応等
2. 価格へのご意見について	<p>・設計等の費用について、本会が土地改良法認可の公益法人であることから、農林水産省の指導の元、実施しております。</p> <p>具体的には、民間コンサルタントにおいては、諸経費=直接人件費の120%と、技術経費=直接人件費の44%~88%を請求することが出来ます。</p> <p>本会においては、公益法人として、税法上課税免除及び減額とされておりますので、諸経費=直接人件費の100%、技術経費=直接人件費の40%~80%とされており少ない経費で設計を行うことが出来ます。(設計業務の価格積算基準〔平成16年3月25日付け農村振興局長通達、設計業務標準歩掛(平成13年3月29日付け農村振興局長通達)〕。なお、直接人件費等を定めている設計業務標準歩掛については、民間の実態調査を踏まえて、定期的に適正に見直しを行っています。</p> <p>また、品質の向上、発注者支援にも取り組んでおり、本会に求められる技術力向上にも、積極的に取り組んでいるところです。</p>
3. 今後の事業・制度について (新規・拡充の要望) ・農業集落排水施設の機能評価 ・小規模な水路・農道整備 ・ほ場整備 ・水利施設の維持補修・更新	<p>・多く寄せられた要望は、農業水利施設の維持補修・更新の新規・制度拡充でありました。本会においても以前からその重要性を認識し、関係機関へ働きかけて参りましたが、今後、更なる要望活動を国、県、関係機関等へ働きかけて参ります。その中で農業農村の持つ多面的機能や、課題等をお伝えするとともに、政策提言を実施して参ります。</p>
4. 研修会開催、支援、相談について ・技術研修について (市町村、改良区の担当者)	<p>・各種技術研修や積算システム研修を実施しておりますが、更に研修内容の充実に努めたいと思います。業務内容毎の研修のご要望もありご期待に添えるよう努めて参りたいと思います。また、併せて、更なる情報提供にもホームページ等と併せて実施して参ります。</p>
・土地改良区の組織運営研修について (役員、職員)	<p>・改良区の役・職員研修については、各支部毎の研修や職員連絡協議会等で実施しているところですが、今後、研修内容の要望を把握した上で、ご要望に沿った内容の充実に努めて参ります。また、上記と同様、情報提供にも努めて参ります。</p> <p>また、ご要望により、個別に役員業務研修、事務指導も実施しておりますので、お気軽にご相談下さい。</p> <p>なお、法的な問題においても、平成17年度より弁護士の活用も図っておりますので、何でもご相談下さい。</p>
5. 農地・水・環境保全対策の支援について	<p>・県、市町村、土地改良区と連携し、支部体制を取りながら、支援に努めて参ります。個別の活動組織への支援についても、実施しておりますので、ご連絡ください。</p> <p>・支援ソフトも新たに制作・完成し、活動組織に無償配布し、操作説明を行っておりますので、ご活用下さい。なお、不明な点ありましたら気軽にご相談下さい。</p>

平成20年度農林水産予算概算要求の重点事項

I 強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化

1. 農地政策の見直しに向けた新たな取組

(1) 農地政策改革関連総合対策

・ 担い手面的集積加速化支援事業（特会）	90 (0) 億円
・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ	12 (0) 億円
・ 水土里情報利活用促進事業	97 (22) 億円
・ 農地情報提供システム構築事業	2.0 (0) 億円
・ 面的集積組織支援推進事業（特会）	4.0 (0) 億円
・ 農地集積加速化等基盤整備事業（公共）	50 (0) 億円

(2) 耕作放棄地解消緊急対策

・ 耕作放棄地利活用活動支援事業	4.8 (0) 億円
・ 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共）	10 (0) 億円
・ 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業	6.1 (0) 億円
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	399 (341) 億円
・ 農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金	257 (256) 億円
・ 中山間地域等直接支払交付金	234 (221) 億円

2. 農業・農村地域の活力を引き出す農政改革の推進

(1) 品目横断的経営安定対策

・ 品目横断的経営安定対策（特会）	1,944 (1,395) 億円
・ みんなが参加できる集落営農推進事業	5.4 (0) 億円
・ 集落営農フォローアップ事業	7.1 (0) 億円
・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業	96 (35) 億円

(2) 米政策改革推進対策

・ 産地づくり対策のうち 産地づくり交付金	1,327 (1,327) 億円
・ 稲作構造改革促進交付金（特会）	270 (290) 億円
・ 耕畜連携水田活用対策事業	54 (54) 億円

(3) 農地・水・環境保全向上対策

・ 農地・水・環境保全向上対策	304 (303) 億円
-----------------	--------------

3. 農山漁村地域を守り活性化する施策の推進

(1) 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	399 (341) 億円
・ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業	17 (0) 億円
・ 広域連携共生・対流等対策交付金	11 (8.0) 億円

(24) 土地改良だより

・山村再生総合対策事業	3.0 (0) 億円
・村づくり交付金（公共）	392 (285) 億円
・里山エリア再生交付金（公共）	118 (98) 億円
・漁村再生交付金（公共）	87 (85) 億円
・農村振興総合整備事業（公共）	84 (53) 億円
・中山間地域総合整備事業（公共）	435 (305) 億円
(2) 地域に埋もれている「匠の技」や農林水産物本来の「持ち味」を活かした農林水産業の活性化	
・現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業	1.5 (0) 億円
・有機農業総合支援対策	5.0 (0.5) 億円
・土づくり対策事業	2.5 (0) 億円
・やさい・くだものおいしさ再発見推進事業	1.0 (0) 億円
(3) 暮らしを守る鳥獣害対策の展開	
・鳥獣害防止総合対策事業	28 (0) 億円
・有害生物漁業被害防止総合対策事業	8.9 (8.3) 億円
(4) 災害に強い農山漁村づくりとコミュニティ復興への支援の展開	
・広域防災ため池等整備モデル事業（公共）	1.0 (0) 億円
・農村災害対策整備事業（公共）	1.0 (0) 億円
・治山事業（復旧治山、予防治山等）（公共）	595 (458) 億円
・海岸事業（公共）	234 (193) 億円
(5) 都市農業の振興	
・広域連携共生・対流等対策交付金	11 (8.0) 億円
・強い農業づくり交付金	303 (341) 億円の内数

II 食と農に関する国家戦略的取組

(1) 食料自給率向上のための戦略的取組	
・食料自給率戦略広報推進事業	20 (0) 億円
・世界食料需給動向等総合調査・分析対策	1.2 (0) 億円
・産地生産拡大プロジェクト支援事業	13 (0) 億円
・粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業	6.1 (0) 億円
・エコフィード緊急増産対策事業	10 (0) 億円
(2) 食事バランスガイドの普及と教育ファームの展開による食育の推進	
・食育の推進	113 (90) 億円
・食の安全・安心確保交付金	25 (25) 億円の内数
(3) 新技術の導入支援による川上から川下までの食料供給コストの戦略的な縮減	
・生産性限界打破事業	10 (0) 億円
・新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業	3.5 (0) 億円
(4) 技術イノベーション・知的財産の力による農林水産業の潜在能力の発揮	
・新農業展開ゲノムプロジェクト	50 (0) 億円
・イノベーション創出基礎的研究推進事業	108 (0) 億円
・農林水産知的財産発掘・活用促進事業	1.0 (0) 億円
・農林水産物・食品地域ブランド化支援事業	1.6 (0) 億円

・ 東アジア植物品種保護フォーラム推進事業	1.3 (0) 億円
(5) 農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保	
・ 食品安全確保調査・試験事業	10 (9.8) 億円
・ 先進的総合生産工程管理体制構築事業	10 (0) 億円
・ 食品企業信頼確保対策推進事業	2.0 (0) 億円
・ 食品産業HACCP等普及促進事業	1.7 (0) 億円
・ 食への信頼向上活動促進事業	1.8 (0) 億円
(6) 農林水産物・食品の輸出の拡大	
・ 輸出促進対策	25 (23) 億円

Ⅲ 地球的視野に立った資源・環境対策の推進

～2008年北海道洞爺湖サミットに向けた地球環境問題への積極的な貢献～

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマス利活用の加速化	
・ 環境バイオマス総合対策推進事業	5.5 (3.4) 億円
・ ソフトセルロース利活用技術確立事業	41 (0) 億円
・ 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発	15 (15) 億円
(2) 温暖化防止策・適応策、国際協力を柱とする地球温暖化対策の加速化	
・ 農業生産地球温暖化総合対策事業	14 (0) 億円
・ 地球温暖化による沿岸漁場環境への影響評価・適応策検討調査	1.0 (0) 億円
・ 地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発	6.5 (2.8) 億円
・ 木材追跡システム実証事業	0.3 (0) 億円
(3) 田園地域、森林、海洋を保全し、生物多様性を重視する農林水産業の推進	
・ 農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発	3.3 (0) 億円
・ 地域水ネットワーク再生事業（公共）	3.0 (0) 億円
・ 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業	3.6 (0) 億円

Ⅳ 未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活

(1) 国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進	
・ 高齢級森林整備促進特別対策事業	10 (0) 億円
・ 美しい森林づくり基盤整備交付金（公共）	10 (0) 億円
・ 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	4.7 (1.7) 億円
・ 花粉症対策林整備資金造成事業	26 (0) 億円
(2) 森林資源の利活用による地域の新たなビジネスの創出	
・ 未利用木質資源利用地域再生ニュービジネス創出支援事業	20 (0) 億円
・ 間伐・間伐材利用推進プロジェクト事業	0.6 (0) 億円
(3) 木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上	
・ 施業集約化・供給情報集積事業	6.2 (5.6) 億円
・ 緑の雇用担い手対策事業	67 (67) 億円
・ 地域材生産・物流拠点整備支援対策	9.0 (0) 億円
・ 住宅分野への地域材供給支援事業	2.7 (2.1) 億円

(4) 流域保全のための効率的かつ総合的な国土保全対策の推進

- ・ 治山施設機能強化事業（公共） 16（0）億円

V 力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立

(1) 水産資源の回復・管理の推進

- ・ 我が国周辺水域資源調査推進事業 16（16）億円
- ・ マグロ類新規代替漁場調査事業 2.2（0）億円
- ・ 養殖クロマグロ安定供給推進事業 2.5（0）億円
- ・ 持続的養殖生産・供給推進事業 1.7（1.1）億円

(2) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

- ・ 漁船漁業構造改革総合対策事業 50（50）億円
- ・ 漁業経営安定対策事業 52（0）億円
- ・ 地域漁業担い手育成・確保推進対策事業 8.3（0）億円
- ・ 水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業の担い手育成プロジェクト事業 1.5（0）億円
- ・ 漁協経営改革支援事業 1.0（0）億円

(3) 加工・流通・消費対策や未来を切り拓く新技術の開発

- ・ 水産物流通構造改革事業 4.9（4.9）億円
- ・ 国産水産物安定供給推進事業 14（14）億円
- ・ 水産物流通機能高度化対策事業（公共） 1,294（0）億円の内数

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

- ・ フロンティア漁場整備事業（公共） 4.0（1.3）億円
- ・ 磯焼け対策緊急整備事業（公共） 1,117（933）億円の内数
- ・ 漁村地域力向上事業 1.0（0.8）億円
- ・ 離島漁業再生支援交付金 17（17）億円

土地改良負担金総合償還対策事業の新規事業について

平成19年度より、品目横断的経営安定対策等支援事業と災害被災地域土地改良負担金償還助成事業の2事業について創設されましたので、お知らせ致します。

◆◆◆ 品目横断的経営安定対策等支援事業 ◆◆◆

1. 事業の内容

品目横断的経営安定対策等支援計画（以下「経営安定対策等支援計画」という。）に従って、(財)全国土地改良資金協会（以下「資金協会」という。）が土地改良区等に対して資金（以下「経営安定対策等支援資金」という。）を貸付けします。

- 貸付条件**
- 貸付限度額：土地改良事業の農家負担額の5/6
 - 償還期限：25年以内（据置期間を含む）
 - 据置期間：10年以内
 - 償還方法：均等年賦償還
 - 貸付利率：無利子

2. 対象事業

- 平成6年度以降採択の土地改良事業等
（ただし、国営等事業にあつては、平成19年度以降償還開始地区も含む）
 - ① 国営土地改良事業
 - ② 水資源機構事業
 - ③ 緑資源機構事業
 - ④ 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業
 - ⑤ 非補助事業で土地改良法に基づき行われる事業であつて、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的な事業
- 担い手育成農地集積事業の対象となる事業は、本支援事業の対象外です。

3. 事業の要件

担い手の経営等農用地面積の割合（担い手農地利用集積率）が下表のとおり増加することが確実であること。

採択時	目 標
20%未満	30%以上へ
20～50%	10ポイント以上増加
50～55%	60%以上へ
55～90%	5ポイント以上増加
90～95%	95%以上へ
95%以上	シェア引き上げ

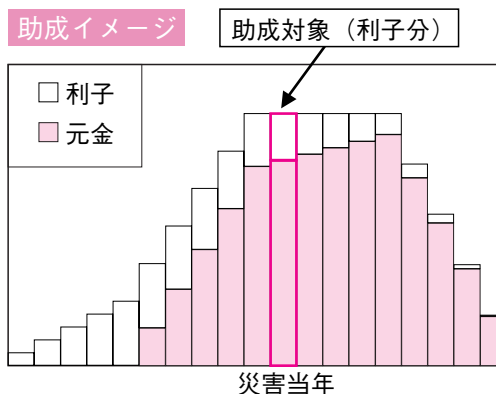
担い手の定義

- ・ 品目横断的経営安定対策加入者の登録の通知を受けた者
- ・ 次のいずれかに該当する者
 - ① エコファーマー
 - ② さとうきび・でん粉原材料かんしょに関する支援対象者
 - ③ 野菜の産地強化計画に規定する安定的・継続的生産者
 - ④ 果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者
 - ⑤ 農業環境規範を遵守する家畜の飼養・生産を行う認定農業者

◆◆◆ 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業 ◆◆◆

1. 事業の内容

災害被災地域土地改良負担金償還計画に従って、土地改良区等に対して資金協会が一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成します。



2. 対象事業

- ① 国営土地改良事業
- ② 水資源機構事業
- ③ 緑資源機構事業
- ④ 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業
- ⑤ 非補助事業で土地改良法に基づき行われる事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的な事業

3. 事業地区の要件

土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。

暫定法

農地災害復旧事業
農業用施設災害復旧事業

地すべり等防止法第7、10条

地すべり防止施設災害復旧事業
直轄地すべり防止施設災害復旧事業

土地改良法第88条

直轄・代行災害復旧事業

水機構法第12条

かんがいの用に供する水資源開発施設及び愛知豊川用水施設についての災害復旧事業

海岸法第5、6条

海岸保全施設等災害復旧事業
直轄海岸保全施設等災害復旧事業

緑機構法第11条第1項第9号及び附則第8条

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業についての災害復旧事業

◆◆◆◆ 非補助農業基盤整備資金について ◆◆◆◆

非補助農業基盤整備資金は、土地改良区等が国からの補助を受けないで、かんがい排水やほ場整備、客土などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合、農林漁業金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資を行う資金です。

○対象となる事業種類

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道（軌道等運搬施設を含む。）畦畔整備、農地造成、防災、農地保全、維持管理、農業集落排水、飲雑用水など

○融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：地元負担金（最低限度額50万円）

償還方法：元利均等償還、元金均等償還のいずれかを選択

○貸付利率

1.80%（平成19年11月19日現在）

※固定金利であり、償還が終わるまで適用される金利は変わりません。

※金融情勢により貸付金利は変動しますので、直近の利率は最寄りの農林漁業金融公庫にお問い合わせ下さい。

◆◆◆◆ 非補助農業基盤整備資金の金利改定について ◆◆◆◆

12月12日付け財政融資資金貸付金利（1.80→1.70）の改正のに伴い、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金について下記のとおり12月19日付けで改定されたのでお知らせします。

記

農林漁業金融公庫

（単位：％）

区 分	改 定 前					改 定 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）				融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	1.95	—	—	—	—	1.85	—	—	—	—
団体営補助残	1.80	—	—	—	—	1.70	—	—	—	—
非補助一般	1.80	—	—	—	—	1.70	—	—	—	—
非補助利子軽減	1.80	—	—	—	—	1.70	—	—	—	—
災害復旧	—	1.35	1.45	1.75	1.80	—	1.45	1.45	1.65	1.70

のうち

みず

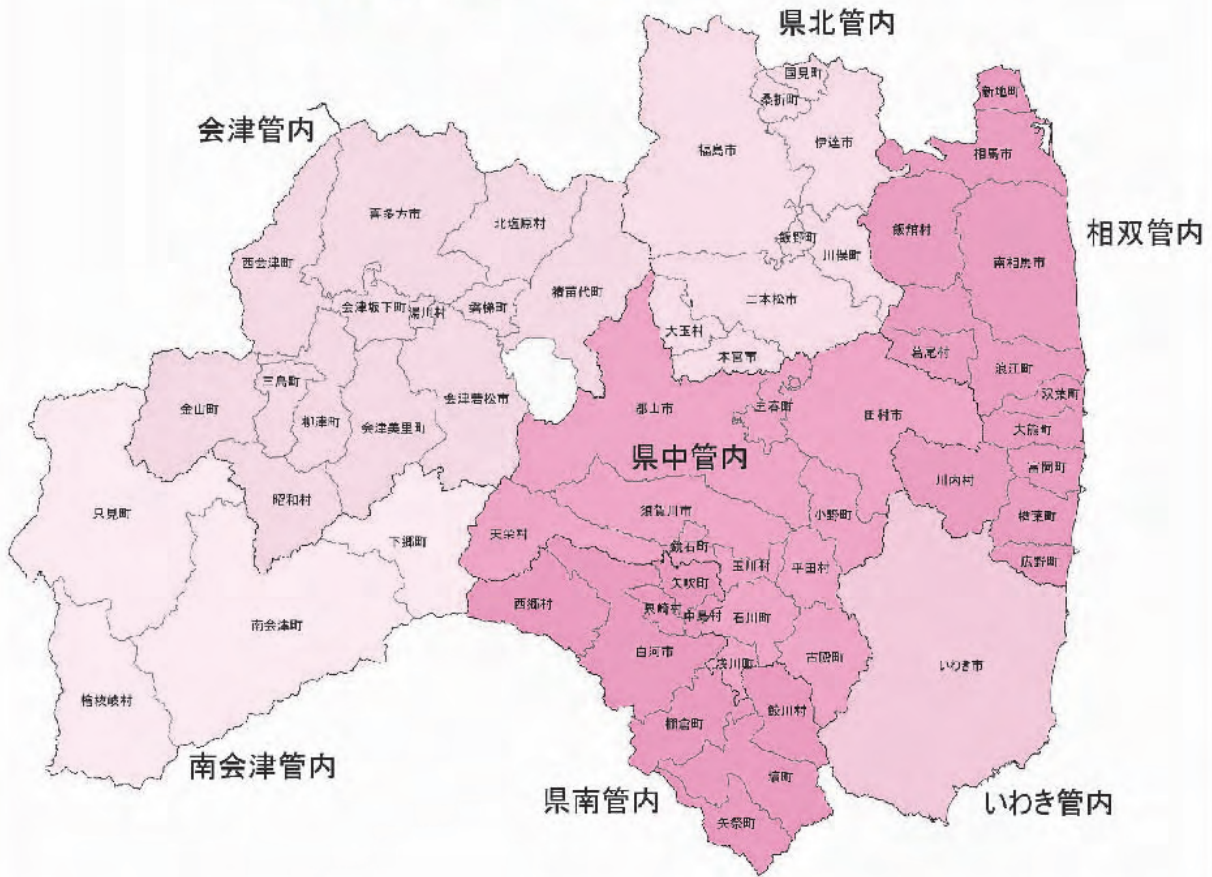
かんきょうほぜん

農地 水 環境保全

向上対策支援システム

(活動管理/写真整理/実績報告等)

みどり
「水」「土」「里」を次世代へ



組織名: ○○○○ 活動組織

場所: ○○市町村○○○○地内

福島県 農地・水・環境保全向上対策地域協議会

システム概要

動作環境

Windows98SE/2000/XP
Excel2000/2002/2003
メモリ256MB以上推奨
※Excel97以前の製品では動作しません。

メニュー一覧

1. 基本設定 組織の基本情報を入力します
 - ・ 組織情報入力
 - ・ 構成員情報入力
 - ・ 団体情報入力
2. 計画策定 活動計画を入力します
 - ・ 基礎部分
 - ・ 農地・水向上
 - ・ 農村環境
3. 作業日報 日々の活動を記録していきます
 - ・ 作業日報入力
 - ・ 出納簿入力
 - ・ 写真設定
 - ・ 参加者設定
4. 各種帳票 手書き用日報、出納簿、写真集等の出力です
 - ・ 日報手簿
 - ・ 診断記録
 - ・ 日報一覧表
 - ・ 事務日報一覧表
 - ・ 金銭出納簿
 - ・ 出納集計表
 - ・ 財産管理台帳
 - ・ 作業写真整理帳
5. 収入入力 収入項目の入力です
6. 入力することにより～実施状況報告書～提出様式～出力されます。

システムの提供

本協議会では、共同活動を実施した際に、整理しておくべき大切な作業日報の管理を簡単な入力操作で、その後の関連データも判明できる支援システムソフトを作成しました。このソフトは、作業日報を入力することにより、日々管理は勿論、出納、写真、参加者の管理まで行います。又、活動結果を入力することにより、実績状況報告書及び提出様式が出力されます。ぜひ、各活動組織でのご活用をお願いします。

システムについての「お問い合わせ」

福島県 農地・水・環境保全向上対策地域協議会

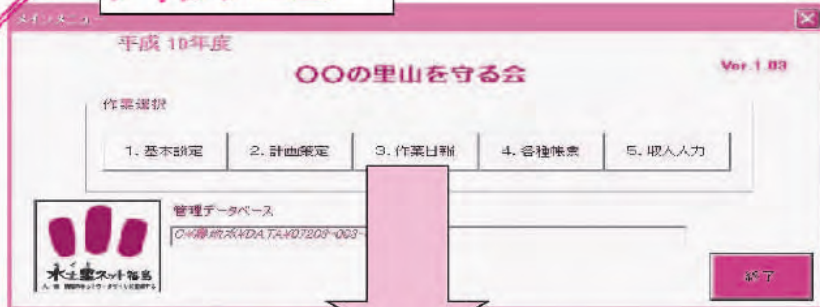
(福島県土地改良事業団体連合会内)

〒960-8502 福島県福島市南中央三丁目36番地
TEL:(直)024-535-0315 / FAX:024-535-0363

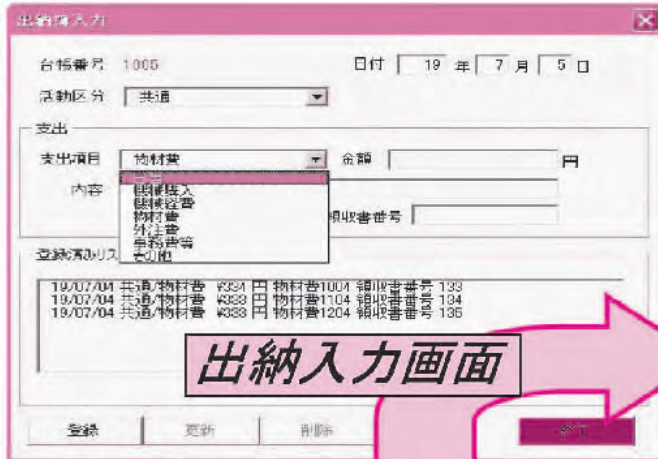
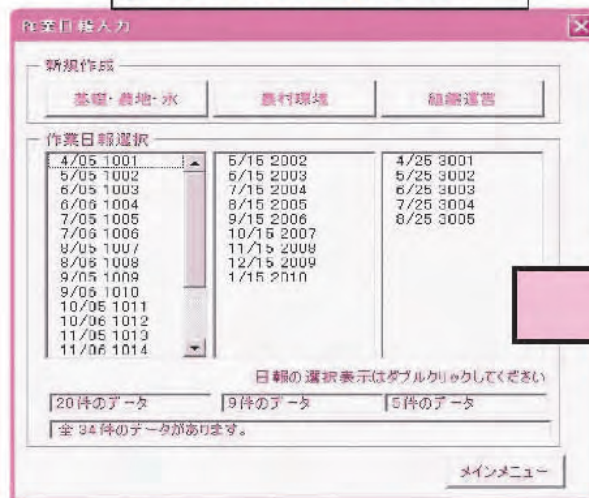
日報管理

出納管理

メインメニュー



作業日報選択画面



出納入力画面

●データの入れはこの一枚

※機械購入費/経費、外注費/委託費を別々に管理します

作業日誌	作業日	作業内容	金額	科目
19/07/04	共同活動	共同活動実施日	10000	共同活動
19/07/04	共同活動	共同活動参加費	3090	共同活動
19/07/04	共同活動	共同活動参加費	3090	共同活動

すべては作業日報から始まる

定型作業日報

※活動項目は作業一覧から選択します

作業日報 活動組織名: ○○の里山を守る会 日報番号: 1004

①共同活動実施日時 活動実施日: 平成19年3月03日
活動実施時間: 6時30分～8時0分

②共同活動参加人数 参加人数: 309人
参加人数の内訳: 構成員 206人(うち農業者 103人 非農業者 103人) 非構成員 103人

③共同活動実施内容等

活動区分	施設等	活動項目	活動内容	活動状況写真
[共同活動]	[農用地]	[開水路]	開水路の点検	※データは作業日報とリンクしているので1クリックで作成します
	[農用地]	[N+ケララシ]	防風林の植込み	
	[農用地]	[ため池]	ため池の点検	
[共同活動]	[農道]	[農道]	農道の点検	
[共同活動]	[農用地]	[農用地]	農用地の点検	

金銭出納簿

出納簿

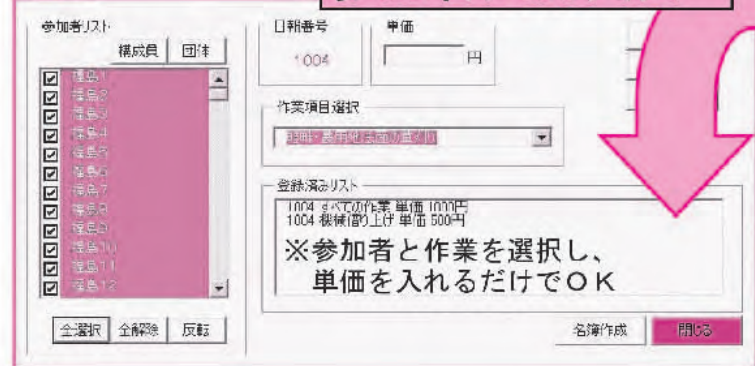
日付	内容	収入(円)	支出(円)
2007/4/1	平成19年度雑入金	100000	
2007/4/1	日当100		324
2007/4/1	日当100		333
2007/4/2	機械購入100		333
2007/4/3	機械購入100		333
2007/4/3	機械購入100		333
2007/4/4	物産100		333
2007/4/5	外注費100		333
2007/4/6			
2007/4/6			
2007/4/6			
2007/4/6			
2007/4/6			
2007/4/6			

出納集計表

収入(円)	支出(円)	繰越前年(円)	繰越当分(円)	繰越後年(円)	繰越当分(円)
収入	支出	繰越前年	繰越当分	繰越後年	繰越当分
100,000	100,000	0	0	0	0

参加者管理

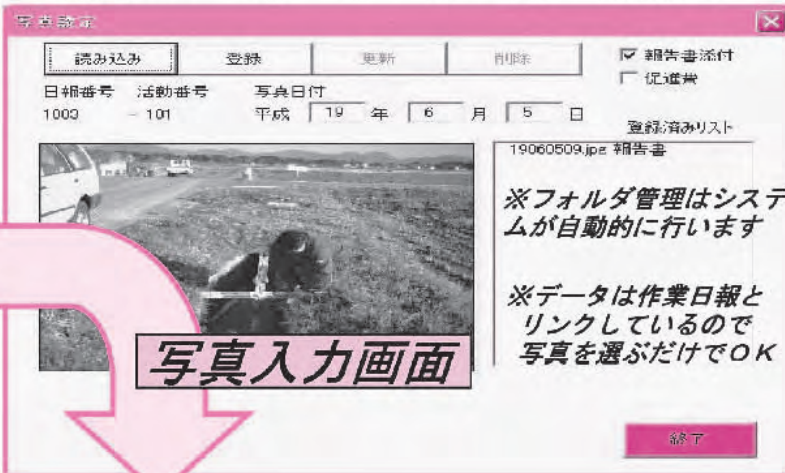
参加者入力画面



※日当の他に、機械借り上げも管理できます

参加者名

氏名	備考	確認
福島1	¥ 1,000	
福島2	¥ 1,000	
福島3	¥ 1,000	
福島4	¥ 1,000	
福島5	¥ 1,000	
福島6	¥ 1,000	
福島7	¥ 1,000	
福島8	¥ 1,000	



写真入力画面

※フォルダ管理はシステムが自動的に行います

※データは作業日報とリンクしているので写真を選ぶだけでOK



写真整理

監事取巻

監事取巻

みずから 地域環境を考えてみよう！

水質調査についての「お問い合わせ」

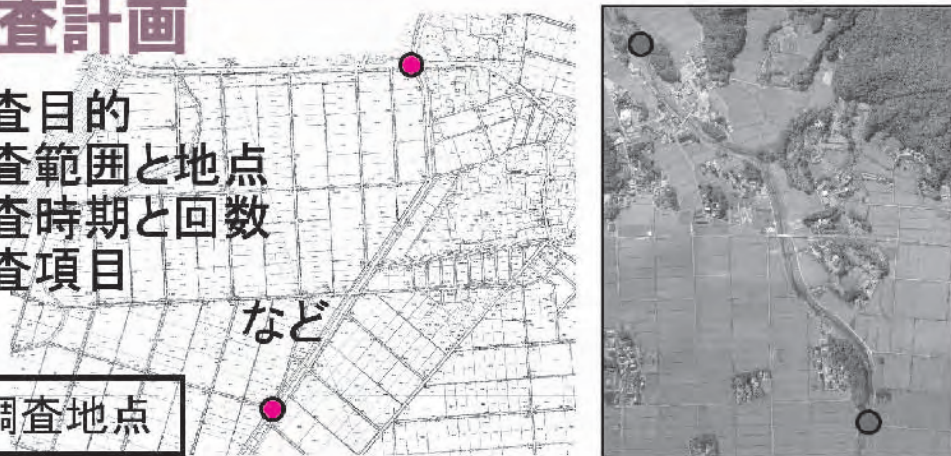


福島県土地改良事業団体連合会
総務企画部 企画指導課
〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地
TEL 024-535-0383 / FAX 024-535-0358

水質調査の概要

1. 調査計画

- ・調査目的
- ・調査範囲と地点
- ・調査時期と回数
- ・調査項目



● : 調査地点

2. 現場調査と調査記録

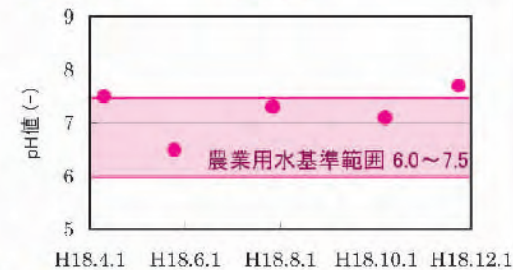


現場での
調査項目

調査記録

3. 調査結果集計・まとめ・考察

- ・調査結果集計
- ・現況把握
- ・比較検討
- ・自分たちにできる対策
など



次年度の発展に向けた計画

調査地点の状況や水の基礎的な項目

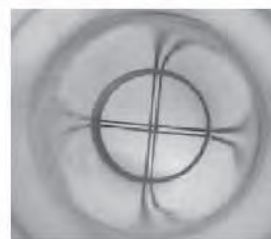
幅・水深・流速



天候・気温・水温



透視度



環境基準の定められている項目

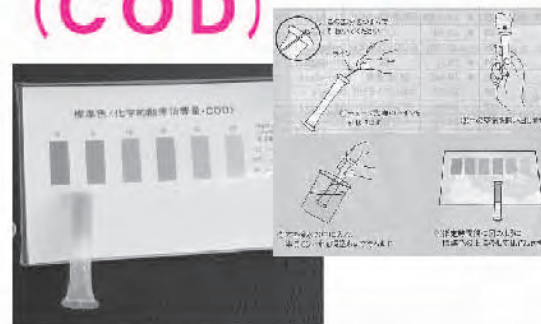
pH



溶存酸素(DO)



化学的酸素要求量(COD)



この他にもいろいろな調査項目があります。

土地改良区総代の補欠選挙の取扱いについて

問 土地改良区の総代に欠員が生じたが、土地改良法施行令第25条第1項に 規定する定数の6分の1を超えていない。この場合、補欠選挙を行うことは 可能か。

答

- 1 土地改良区総代選挙については、土地改良法第23条第4項に「都道府県又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によって行う」と規定されている。また、補欠選挙については、土地改良法施行令第25条に次のように規定されている。

土地改良法施行令（昭和二十四年八月四日政令第二百九十五号）抄

（補欠選挙）

第二十五条 土地改良区の総代に欠員を生じた場合において、第二十三条及び第二十三条の二の規定により当選人を定めることができず、又はこれらの規定により当選人を定めてもなおその欠員の数が前条第一項にいう当選人の不足数と通じて総代の定数の六分の一をこえるに至つたときは、当該選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し同項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

2～4 略

- 2 本規定において総代の欠員が定数の6分の1を超えた場合に補欠選挙を行わせなければならないとしているのは、これ以上欠員が発生した場合、団体運営に支障が生じることとなるためであると解される。
- 3 一方、定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙に関する規定は定められておらず、このため、定数の6分の1を超えない場合であっても土地改良区が必要と認めたときは、補欠選挙を行っても違法とまではいえないものと解される。
- 4 ただし、補欠選挙の実施に当たっては、費用の負担や準備期間などが必要となることから、欠員の補充の必要性を十分検討した上で、事前に総代会の承認を得るとともに、担当選挙管理委員会と協議するなど、実施に当たって慎重を期する必要がある。
- 5 なお、公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）における補欠選挙においても、土地改良法とほぼ同様の取扱い（規定）となっているところであるが、公職選挙法上は、議員の欠員が定数の6分の1を超えない場合は補欠選挙が行われていない。これは、選挙を行う場合は多額の費用を要することとなること及び定数の6分の1を超えない場合は、議会運営に支障が生じるとは言えないことから補欠選挙を行っていない（総務省自治行政局選挙部選挙課）ものである。

換地等促進事業活動状況

「農用地の利用集積に係る推進会議」

日時◆平成19年11月2日(金) 13:30~15:50

場所◆福島県土地改良会館 4F 大会議室

出席者◆県、市町村、農業委員会、農業振興公社、
土地改良区、土地連等の担当者 72名

内容◆

農用地の利用集積に係る関係補助事業等について東北農政局より本県の関係団体担当者72名を対象に農用地の利用集積の啓発活動を目的として推進会議が行われました。

東北農政局農村計画部土地改良管理課農地集団化指導官の村上様より国内農業の施策として、担い手への施策の集中化・重点化及び農地政策改革が重点課題として位置づけられており、可及的に速やかに推進する必要があること。また、農用地の利用集積に関する各種事業の制度説明と先進地区の事例紹介がありました。

次に東北農政局生産流通部構造改善課農用地高度利用係長の田口様から担い手農地集積高度化促進事業及び農地合理化作業の制度について説明があり、現場の実態に対応して担い手に農地を面的にまとまりのある形で利用集積するための支援措置等が新設されていることが報告されました。

最後の意見交換は相続・生前一括贈与等の取り扱いについて質疑があり推進会議は終了しました。



「平成19年度農地連担化促進研修会」

日時◆平成19年11月29日(木) 10:30~15:30

場所◆福島県土地改良会館 4F 大会議室

出席者◆事業推進委員、流動化推進委員、土地改良区役職員等 93名

内容◆

水土保全強化対策事業の実施要領に基づき、ほ場整備事業を契機に担い手農家等への換地と利用権設定等の一体的な推進を図るため、平成19年度農地連担化促進研修会が開催されました。

実務的な知識を習得するため、農地集積の概要及び農地利用集積について福島県農林水産部農業基盤整備グループ、担い手育成グループの講師を迎えて研修を行いました。

事例発表は効果的な農用地利用集積と題して、内藤理事長(平成19年度旭日単光賞授与)による三和土地改良区の経営体育成基盤整備事業と農地集積事業、水稻の直播栽培状況等の取り組みについて講演がありました。特に地域の活性化を図るため転作については、大豆、そばを栽培して、さらに加工をして高付加価値化を実現されたこと。大豆及びそばと水稻の所得比較を行い、担い手・認定農家の営農が大幅に改善が図られたこと。また、地域の活性化計画により高原農家そば屋及び農産物直売所の開店、各種のイベントを開催して地区民と他地区民との交流が行なわれ、地域の活性化に至った内容に出席者は熱心に聞き入っており、農地連担化促進研修会は盛会裡に終了しました。



農村整備部測量課 業務紹介

経営体育成基盤整備事業及び基盤整備促進事業の確定測量及び一般測量に関する業務を行っています。確定測量についてどのように実施しているのか紹介したいと思います。

換地を伴う土地改良事業の確定測量とは、定められた条件（確定測量関係通知集）に基づき、工事後の一筆地の境界点の位置を定め、これを現地に標示して一筆地の形状及び地積を確定する作業をいいます。詳細については次の通りです。

確定測量業務のフローチャート

①**確定測量業務計画**……業務の概要、目的、位置（地区界）を確認します。



②**境界調査**……現地境界においては、工事前の境界測量の成果や、国土調査の成果を使用し地区内においては民民、官民、官官境界を地権者説明会等の承認を得て立会い現地に杭を打設します。



③**確測基準点測量**……主に基本三角点を使用し、新点である確測基準点の位置を定めます。その他の測量と重複しないよう公共測量の手続きをし、測量成果を国土地理院へ提出し、国土調査法の認証、指定を受けます。



④**一筆地測量**……境界調査の完了した一筆ごとの土地について確測基準点から測量し、境界杭の位置を座標値によって定めます。



⑤**地積測定**……一筆地測量の成果（座標値）に基づき一筆毎、及び一定地域の地積を測定します。



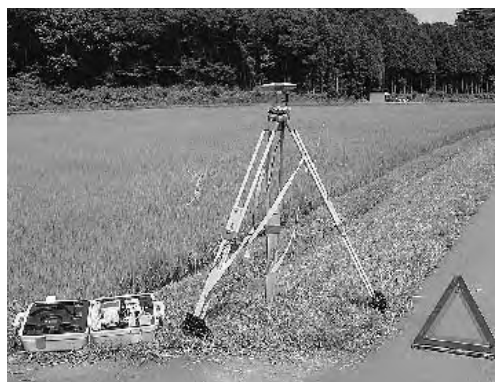
⑥**確定測量図の作成**……確定測量図、平板確定図、図郭一覧図等、法務局、市町村、土地改良区に永年保管される図面を作成します。

*確定測量の方式は、地上法・空測法がありますが、GPS測量機・トータルステーションによる地上法にて実施しています。これら測量機器は、毎年第三者の校正を行い、検定を受け、精度の悪化を防止しています。

①GPS測量 (Global Positioning System)

人工衛星から発進している電波を用いてリアルタイムで三次元位置座標を求めることができるシステムでGPS衛星から電波を受信して、幾何学的な相対位置を求めます。

特徴：同時に複数のGPS衛星に対する上空視界が必要です。地下や樹木などの障害物の下では測量が出来ません。観測点間の視通が不要です。天候の影響は受けにくい。



GPS測量風景

②トータルステーション (TS)

点間の水平角、鉛直角、距離を同時に測定し、電子野帳による自動記録及び観測精度の確認、さらにPC、図化機との組合せにより、平均計算・図面作成まで連続処理が行えます。

特徴：観測点の視通が必要です。天候の影響を受けやすい。観測時に、較差が点検されて自動記録される為、手簿記入が省略されます。



トータルステーション測量風景

③計算システム (プログラムソフト)

Windows上で稼動する計算システムとして審査証明を受けたものを使用しています。

特徴：計算処理並びに測量成果及び、記録の作成が規程に基づいて行われる。

*本会は、GPS機器5台及びトータルステーション・1級1台、2級4台を所有し、最先端の機器による測量を行っています。

そ の 他

①国土調査法第19条第5項の申請書の作成

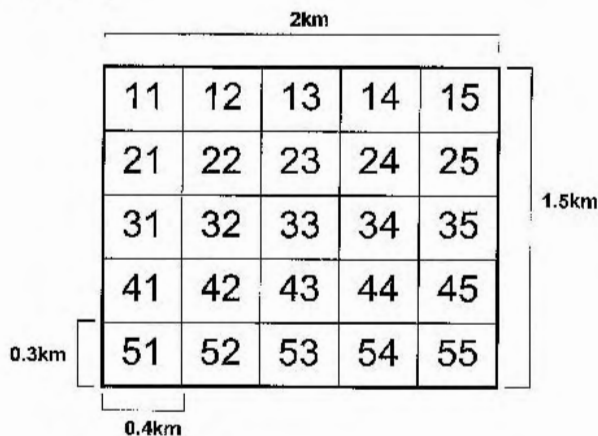
国土調査法に基づく国土調査の結果の認証に準ずる指定の申請書の作成をしています。

②測地成果2000の導入について

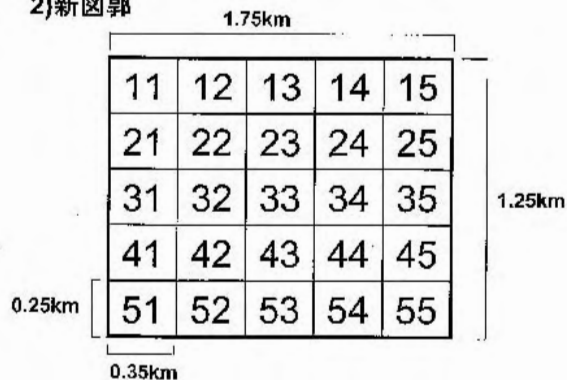
世界の国々がバラバラな測地系を採用していたのでは、いろいろと不都合が出てきます。そこで、これらは世界共通の「世界測地系」へと統一する動きが出てきました。すべての基本測量及び公共の測量は、「世界測地系」に基づくものに移行しました。この成果は「測地成果2000」と総称されます。「測量法の一部改正による法律」は平成13年6月20日に公布され、平成14年4月1日から施行されました。この改正により測量の基準が世界測地系に基づいたものになりました。その成果を測地2000と言います。経度・緯度・原方位と地球楕円体（ベッセル楕円体からWG S80楕円体）の基準が変わり、それをを用いて測量し図面においては表示するようになります。また、国土調査法で地積集成図の図郭の切り方が変わりました。新図郭対象図にて確認してください。ただし、市町村において新図郭を設定していない場合は、座標は測地2000を使用しますが、図郭については旧図郭を使用します。また、国土調査において設置された基準点等の座標は、必要に応じて変換（国土地理院作成tky2jgd等）を行います。

新旧図郭対象図

1)旧図郭



2)新図郭



*GIS（地理情報システム）、電子化、国土調査データシステムフォーマット対応により、土地改良事業の推進に寄与し、会員みなさまに対する助言やサービスの充実強化に努めるものであります。

「21世紀土地改良区創造運動」とは

主役は、土地改良区の皆さん自身です





県内の土地改良区ホームページをご紹介します。

- 安積疏水土地改良区 <http://www.asakasosui.jp/>
- 会津北部土地改良区 <http://www.akina.ne.jp/~anlid/>
- 会津宮川土地改良区 <http://www.aizumiyakawa.jp/>
- 請戸川土地改良区 <http://www.ukedogawa.jp/>
- 愛谷堰土地改良区 <http://www8.plala.or.jp/aiya/>

土地連の登録内容及び有資格者数

土地連の登録内容 (H19.4.9現在)

登録内容	登録年月日・登録番号
ISO9001:2000/JIS Q 9001:2000 マネジメントシステム登録 	H19.2.23 登録証番号 JQA-QMA13143
建設コンサルタント 	H17.12.3 建17第7079号 農業土木部門
一級建築士事務所	H19.4.9 第11(904)1975号
計量証明事業登録	H7.7.3 第環34号
測量業者登録	H17.6.2 登録第(2)-26856号
浄化槽保守点検業者登録	H15.5.14 福島県知事登録第1353号
産業廃棄物処分業	H17.11.18 許可番号0720122234号
農業農村整備事業 発注者支援機関認定	H18.10.16 第0606号

各種有資格者数 (H19.9.1現在)

NO	資格名称	資格人数
測量業者部門	1 測量士	10
	2 測量士補	30
建設コンサルタント部門	3 技術士(農業部門)	1
	4 技術士補(農業部門)	10
	5 技術士補(環境部門)	1
	6 RCCM(農業土木)	11
	7 RCCM(下水道)	2
建築コンサルタント部門	8 1級建築士	1
	9 2級建築士	1
計量証明事業部門	10 環境計量士	1
換地部門	11 土地改良換地士	12
	12 土地改良補償業務管理者	7
集落排水、維持管理部門	13 上級農業集落排水計画設計士	5
	14 農業集落排水計画設計士	1
	15 浄化槽技術管理者	23
各部門関連資格	16 浄化槽管理士	24
	17 土地改良専門技術者	3
	18 1級土木施工管理技士	7
	19 2級土木施工管理技士	3
	20 1級建築施工管理技士	1
	21 1級電気工事施工管理技士	1
	22 第二種電気工事士	1
	23 1級管工事施工管理技士	1
	24 2級管工事施工管理技士	4
	25 浄化槽設備士	9
	26 公害防止管理者	2

お知らせ:「農家のみなさんへ」の放送内容は、水土里ネット福島のホームページに掲載することとしました。
ホームページアドレス <http://www.midorinet-fukushima.jp> にて、引き続きご愛読くださるようお願い致します。

農業農村整備の調査測量設計・農業集落排水事業・換地業務・確定測量・その他土地改良事業のご相談は



福島県土地改良事業団体連合会

〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地